

# 介護予防短期入所療養介護 利用約款

\_\_\_\_\_様

介護老人保健施設 四季の里



# 介護老人保健施設 四季の里

## 介護予防短期入所療養介護利用約款

### 第1条（約款の目的）

医療法人昭人会（以下「事業者」といいます）介護老人保健施設 四季の里（以下「当施設」といいます）は、要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」といいます）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、介護予防短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

### 第2条（適用期間）

本約款は、利用者が介護老人保健施設 四季の里 介護予防短期入所療養介護利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

### 第3条（身元引受人）

利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取りをすること。但し、遺体の引取りについて、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引取っていただくことができます。

- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

#### 第4条（利用者からの解除）

利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の介護予防サービス計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は速やかに当施設及び利用者の介護予防サービス計画作成者に連絡するものとします。（本条第2項の場合も同様）とします。）

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

#### 第5条（当施設からの解除）

当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において非該当（自立）と認定された場合。
- ② 利用者の介護予防サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護予防短期入所療養介護の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合。

## 第6条（利用料金）

利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護予防短期入所療養介護の対価として、別紙の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、原則として毎月15日までに発行し、郵送にて交付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

## 第7条（記録）

当施設は、利用者の介護予防短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

## 第8条（身体の拘束等）

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

## 第9条（秘密の保持及び個人情報の保護）

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
  - ② 地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕等との連携
  - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
  - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
  - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

## 第10条（緊急時の対応）

当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、併設医療機関及び協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護予防短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

## 第11条（事故発生時の対応）

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

#### 第12条（要望又は苦情等の申出）

利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護予防短期入所療養介護に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は備付けの用紙、管理者宛ての文書で、所定の場所に設置する「ご意見箱」（別名ささやきの箱）に投函して申し出ることができます。

#### 第13条（賠償責任）

介護予防短期入所療養介護の提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

#### 第14条（利用契約に定めのない事項）

この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

## 介護予防短期入所療養介護について

◇ 介護保険証等の確認

説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証、介護保険負担割合証等を確認させていただきます。

◇ ケアサービス：

当施設での介護予防短期入所療養介護は、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された介護予防サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の協議によって、介護予防短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の利用者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

介護：

介護予防短期入所療養介護計画に基づいて実施します。

機能訓練：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇ 生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

療養室：

個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋

\* 個室及び2人室の利用には、別途料金をいただきます。

食事：

朝食 8時00分より

昼食 12時00分より

夕食 18時00分より

\* 食事は原則として食堂でおとりいただきます。

入浴：

週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

\* 一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。

理美容：

月1回、理美容サービスを実施します。

\* 理美容サービスは、別途料金をいただきます。

◇ 他機関・施設との連携

併設医療機関・協力医療機関・協力歯科医療機関への受診：

当施設では、併設医療機関や協力医療機関、協力歯科医療機関に協力をいただいておりますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

他施設の紹介：

当施設での対応が困難になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

◇ 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「緊急連絡先一覧表」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

<別紙2>

## 介護予防短期入所療養介護重要事項説明書

(2026年 4月 1日現在)

### 1 医療法人 昭仁会 介護老人保健施設 四季の里 概要

#### (1) 提供できるサービスの種類

介護予防短期入所療養介護（I）及び付随するサービス

#### (2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	医療法人 昭仁会 介護老人保健施設 四季の里
所在地	埼玉県新座市北野2丁目14番地8号
法人名	医療法人 昭仁会
代表者名	理事長 山下 重雄
電話番号	048(482)8008
サービスの種類	介護予防短期入所療養介護（I）
介護保険事業者番号	1155180021

#### (3) 施設の職員体制

職種	常勤	非常勤	夜間	業務内容
医師	1名			医学的管理
看護職員	10名		1名	医学的管理に基づく看護
介護職員	24名	1名	3名	介護に関する全般
理学/作業療法士・言語聴覚士	7名	1名		リハビリテーション
支援相談員	3名			利用者及び代理者との相談・指導等
薬剤師	0名	1名		調剤及び薬学的管理
栄養士	2名			栄養管理及び食品の安全衛生管理
介護支援専門員	1名			施設ケアプラン作成
事務職員	4名			施設内の庶務・総務
その他		4名		施設内の環境整備等

#### (4) 施設の設備の概要

定員	個室2床	診察室	1室	
居室	個室	11室	三人室	3室
	二人室	6室	四人室	17室
浴室	一般浴と特殊浴があります。			

## 2 料金

### ① 基本料金<介護保険適応>

#### ・施設利用料（基本型）

1日あたり

要介護度	ベッド	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	多床室	641 円	1,281 円	1,922 円
	従来型個室	605 円	1,210 円	1,815 円
要支援2	多床室	809 円	1,618 円	2,427 円
	従来型個室	759 円	1,518 円	2,276 円

#### ・施設利用料（在宅強化型）

1日あたり

要介護度	ベッド	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	多床室	703 円	1,405 円	2,107 円
	従来型個室	661 円	1,321 円	1,982 円
要支援2	多床室	872 円	1,743 円	2,615 円
	従来型個室	813 円	1,626 円	2,439 円

※自己負担額の実際の請求額は端数処理の都合上、10円未満の増減があります。

※介護職員等処遇改善加算として、所定単位数×75/1000のご利用料金が、発生いたします。

※在宅復帰・在宅療養支援等指標により、当施設が合計20点～59点を達成した月の翌月には、上段表の（基本型）を算定します。また、60点以上を達成した月の翌月には、下段表の（在宅強化型）を算定します。

※加算型算定の際は、上段表に在宅復帰在宅療養支援加算Ⅰが算定されます。

※超強化型算定の際は、下段表に在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱが算定されます。

※介護保険適用分料金とは上記の表のどちらかの表についての対応する介護度の基本単位分に加え、以降に示した加算分について個々で必要なものについて算定した合計額となります。

<介護保険加算分> 1日当たりの料金。1回や1月の加算は（回）（月）の記述あり。

	1割	2割	3割
・夜勤職員配置加算	25 円	50 円	75 円
・個別リハビリテーション加算	251 円	502 円	753 円
・送迎加算（片道）	(回) 193 円	385 円	577 円
・認知症緊急対応加算	209 円	418 円	627 円
・若年性認知症受入加算	126 円	251 円	377 円
・在宅復帰在宅療養支援加算Ⅰ	54 円	107 円	160 円
・在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ	54 円	107 円	160 円
・総合医学管理加算	288 円	575 円	862 円
・療養食加算	(回) 9 円	17 円	25 円

<介護保険加算分>	1割	2割	3割
・認知症専門ケア加算Ⅰ	4 円	7 円	10 円
・認知症専門ケア加算Ⅱ	5 円	9 円	13 円
・緊急時治療管理	542 円	1,083 円	1,624 円
・サービス提供体制加算Ⅰ	23 円	46 円	69 円
・サービス提供体制加算Ⅱ	19 円	38 円	57 円
・サービス提供体制加算Ⅲ	7 円	13 円	19 円
・口腔連携強化加算 (月)	53 円	105 円	157 円
・生産性向上推進体制加算Ⅰ (月)	105 円	209 円	314 円
・生産性向上推進体制加算Ⅱ (月)	11 円	21 円	32 円

※上記個別の加算料金についてはあくまでも目安です。

## ② その他<介護保険適応外>

- ・食費 1日あたり 2,060 円  
 [内訳： 朝食 520 円 昼食 840 円 夕食 700 円 ]
- ・滞在費 1日あたり 1,740 円 (従来型個室)  
 700 円 (多床室)

※ 食費、滞在費については負担限度額認定を受けている場合には、認定書に記載されている金額がお支払いいただく費用の上限になります。

- ・教養娯楽費 1日あたり 200 円  
 (レクリエーションやクラブ活動等に係る費用で、施設で用意する物をご利用いただく場合にお支払いいただきます)
- ・特別な室料 (個室A) 1日あたり 1,650 円 (内税 150円)  
 (個室B) 1日あたり 1,100 円 (内税 100円)  
 (二人室) 1日あたり 880 円 (内税 80円)

## ○ 利用中の中止

利用中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。

※ 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合。
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合。
- ・利用中に体調が悪くなった場合。
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合。

## ○ 支払い方法

- ・毎月、15日までに前月分の請求書を郵送いたしますので、その月の末日までにお支払いください。入金の確認後、受領書を送付いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの3方法があります。利用申し込み時にお選び下さい。

## ※施設内で利用するアメニティセットについて

タオル類、共用品、日用品について『株式会社アメニティ』との契約をしていただきます。詳細はアメニティ社の契約書をご覧ください。（お支払いも直接『株式会社アメニティ』へお願いします。）尚、衣類洗濯や衣類リースサービス他、オプション品の購入もできます。

## 3 サービスの利用方法

### （1）サービスの利用申込み

まずは、お電話等でお申込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は、2ヶ月前からできます。

「介護予防サービス計画」の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

### （2）サービス利用契約の終了

#### ① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合。

終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。

#### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。

#### ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
- ・介護予防給付でサービスを受けていた利用者の要支援認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。（この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。）
- ・利用者がお亡くなりになった場合。

#### ④ その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを正当な理由なく2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内に支払わない場合、又は利用者やご家族などが、事業者やサービス従業者又は他の入所者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
- ・利用者が病院又は診療所に入院した場合。

#### ⑤ 利用者のやむを得ない事由により契約終了後の施設利用があったときは実費を請求します。

## 4 当施設のサービスの特徴等

### （1）運営の方針

- ・利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。

- ・利用者が可能な限り居宅における生活への復帰が出来ることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、看護、医学的管理下における介護、必要な医療、機能訓練及び日常生活上のお世話を行います。
- ・地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、介護予防支援事業者及び他の介護予防サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## (2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	○	
従業員への研修の実施	○	年1回以上実施しています
サービスマニュアルの作成	○	
身体的拘束	×	※身体保護のため緊急やむを得ない場合のみ、実施

## (3) 施設利用にあたっての留意事項

- ①面会 当面は平日、月～土の午後1時から6時までとします。  
日祝日はできません。詳細別紙をご覧ください。
- ②外出・外泊 通院等の時のみ。特別な事情のある方はご相談ください。
- ③飲酒・喫煙 飲酒・喫煙は原則としてお断りいたします。
- ④設備・備品の利用 定められた場所で注意をもって正しく使用してください。
- ⑤私物の持ち込み 品物によって制限させていただく場合があります。
- ⑥現金・貴重品 紛失した場合一切の責任を負いかねますので、持ち込まないで下さい。
- ⑦施設外での受診 在宅生活時に受診をお願いします。
- ⑧宗教活動 お断りいたします。
- ⑨ペットの持ち込み お断りいたします。
- ⑩飲食物の持ち込み 当面できません。特別な事情のある方はご相談ください。

## 5 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師により必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

## 6 非常災害対策

- ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年2回以上
- ② 防災設備 スプリンクラー、消火器、屋内消火栓を各階に設置しています。

## 7 サービス内容に関する相談・苦情

- ① 当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、所定の場所に備え付けられた「ご意見箱」（別名 ささやきの箱）をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

電話：048（482）8008

### ② その他

当施設以外に、行政の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

埼玉県国民健康保険団体連合会

電話：048（824）2568

新座市役所介護保険課

電話：048（477）1111

## 8 協力医療機関等

### ① 併設医療機関

医療法人 昭仁会 北野病院

埼玉県新座市北野2丁目14番8号

電話：048（461）1621

### ② 協力医療機関

TMG宗岡中央病院

埼玉県志木市上宗岡5丁目14番50号

電話：048（472）9211

### ③ 協力歯科医院

関歯科医院

埼玉県新座市新座3丁目3番14号102

電話：048（477）5068

## 9 当法人の概要

### ①名称・法人種別

医療法人 昭仁会

### ②代表者役職・氏名

理事長 山下 重雄

### ③本部所在地・電話番号

埼玉県新座市北野2丁目14番地8号

電話：048（482）8008

### ④定款の目的に定めた事業

北野病院 148床（長期療養型）

介護老人保健施設 四季の里

入所100名（短期入所含む）

通所リハビリテーション（定員40名）

訪問リハビリテーションきたの

居宅介護支援事業所「きたの」

医療法人昭仁会 介護老人保健施設 四季の里 介護予防短期入所療養介護をご利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

年 月 日

<所在地> 埼玉県新座市北野2丁目14番8号

<名称> 医療法人 昭仁会 介護老人保健施設 四季の里

<説明者氏名> 支援相談員 \_\_\_\_\_ 印

<別紙>

**介護老人保健施設 四季の里**  
**介護予防短期入所療養介護 料金表**  
(2026年 4月 1日現在)

(1) 一I 基本料金

介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1日当たりの介護予防給付単位で、この単位に地域区分別単価割合10.45 を乗じた額の1割分[2割負担の方は2割分、3割負担の方は3割分] が自己負担です。

① A<基本型>介護予防短期入所療養介護費（従来型個室）

- ・要支援1 579 単位
- ・要支援2 726 単位

介護予防短期入所療養介護費（多床室）

- ・要支援1 613 単位
- ・要支援2 774 単位

B<在宅強化型>介護予防短期入所療養介護費（従来型個室）

- ・要支援1 632 単位
- ・要支援2 778 単位

介護予防短期入所療養介護費（多床室）

- ・要支援1 672 単位
- ・要支援2 834 単位

※在宅復帰・在宅療養支援等指標により、合計20点～59点を達成した月の、翌月には上記A<基本型>の単位を介護給付単位として算定します。また、60点以上を達成した月の、翌月には上記B<在宅強化型>の単位を介護給付単位として算定します。

② 夜勤職員配置加算

- ・1日につき 24 単位

夜勤を行う看護・介護職員の数について、1日平均夜勤職員数の計算式に則り、一定数以上を満たしている場合に算定されます。

③ 個別リハビリテーション実施加算

- ・1日につき 240 単位

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等により、他職種共同にて利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、個別リハビリテーションを行った場合に算定されます。

- ④ 認知症行動・心理症状緊急対応加算
- ・ 1日につき 200 単位  
 医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に利用することが適当であると判断した利用者に対してサービスを行った場合に算定されます。（利用開始日から起算して7日を限度）
- ⑤ 若年性認知症利用者受入加算
- ・ 1日につき 120 単位  
 若年性認知症利用者に対してサービスを行った場合に算定されます。
- ⑥ 送迎加算
- ・ 1回につき（片道あたり） 184 単位  
 施設にて送迎を行った場合に算定されます。
- ⑦ 療養食加算
- ・ 1回につき（1日3回を限度） 8 単位  
 医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合に算定されます。
- ⑧ 緊急時施設療養費
- ・ 1日につき 518 単位  
 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要なとき、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合に、表記の単位が算定されます。1ヶ月に1回、連続する3日を限度とします。
- ⑨ サービス提供体制強化加算（1日につき）
- ・ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22 単位  
 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上の場合か、勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の場合に算定されます。
  - ・ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18 単位  
 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合に算定されます。
  - ・ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6 単位  
 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合か、看護・介護職員のうち、常勤職員の占める割合が75%以上か、勤続年数が7年以上の職員が30%以上ある場合に算定されます。
- ⑩ 介護職員等処遇改善加算
- （Ⅰ）以下（Ⅱ）に加え、経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置している場合 1月につき+所定単位数×75/1000
  - （Ⅱ）以下（Ⅲ）に加え、改善後の賃金年額が基準以上を1人以上配置し、職場環境の更なる改善をした場合 1月につき+所定単位数×71/1000
  - （Ⅲ）以下（Ⅳ）に加え、資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備を行っている場合 1月につき+所定単位数×54/1000
  - （Ⅳ）この加算の1/2（7.2%）以上を月額賃金で配分し、職場環境等要件及び賃金体系整備、研修実施を行った場合 1月につき+所定単位数×44/1000

介護職員の収入を令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につなげるよう、利用者に提供したサービスに係る介護報酬に一定の加算率を乗じる額が算定されます。

⑪ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（1日につき）

- ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ） 51 単位
- ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ） 51 単位

別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、都道府県知事に届け出た介護老人保健施設について施設基準第五十五号イ（1）（六）に掲げる算定式（在宅復帰率や回転率、入所前後訪問指導等の指標）により算定した数が40以上（Ⅱ）は70以上）であり、地域に貢献する活動を行っている（Ⅱ）は前記と充実したリハ体制を行っていることも含む）施設に算定されます。

⑫ 総合医学管理加算

- ・1日につき 275 単位

居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を行った場合について、10日を限度として診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行い、診断日等の内容を診療録に記載し、かかりつけ医に対して、利用者の同意を得て必要な情報の提供を行った場合に算定されます。

⑬ 認知症専門ケア加算（1日につき）

- ・認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3 単位

施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状もしくは行動が認められ、認知症の利用者の割合が2分の1以上であり、専門的な研修を修了している者を一定の基準以上配置し、チームとして専門的ケアを実施している場合に算定されます。

- ・認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4 単位

上記（1）の基準を満たすとともに、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体で認知症ケアの指導等を実施した場合に算定されます。

⑭ 口腔連携強化加算（1月につき1回）

- ・口腔連携強化加算 50 単位

電子情報処理組織を使用し、都道府県知事に届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合、歯科医療機関や介護支援専門員へ当該評価の結果の情報提供を行った時に、1月につき1回限り、算定されます。

⑮ 生産性向上推進体制加算（1月につき）

- ・生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 100 単位
- ・生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10 単位

利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会で介護機器の活用について検討、実施の定期的な確認を行い、介護機器の活用による業務効率化、質向上、職員負担軽減の実績があり、介護機器の複数種類活用し、委員会でその実施を定期的に確認して、事業年度ごとに実績を厚生労働省へ報告した場合に算定されます。

(Ⅱ)は上記一部を満たし、厚生労働省へ報告した場合に算定されます。

⑩ 身体拘束廃止未実施減算（2025年4月1日より）

1月につき 一 所定単位数 × 1/100

身体的拘束等の適正化を図るため、身体的拘束等を行う場合の態様及び時間等の記録、定期的な委員会や研修の開催、実施等の措置が講じられていない場合に所定単位数の一定割合が減算されます。

⑪ 高齢者虐待防止措置未実施減算

1月につき 一 所定単位数 × 1/100

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全てのサービス事業者について、虐待の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合に、所定単位数の一定割合が減算されます。

⑫ 業務継続計画未策定減算（2025年4月1日より）

1月につき 一 所定単位数 × 1/100

感染症や非常災害時において、利用者に対するサービスを継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を計る為の計画を策定する事。また当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずることを各サービス事業者に義務づけるものの、その業務継続計画が未策定の場合に所定単位数の一定割合が減算されます。

(1) ーⅡ 基本料金（滞在費及び食費）

①滞在費（室料及び光熱水費など）

・従来型個室	1日につき	1,740 円
・多床室	1日につき	700 円

②食費（食材料費及び調理費など）	1日につき	2,060 円
	内訳	
	朝食	520 円
	昼食	840 円
	夕食	700 円

(2) その他の料金

① 特別室利用料（1日当たり）

・個室A	1,650 円	(1日)
・個室B	1,100 円	(1日)
・2人室	880 円	(1日)

② 教養娯楽費 200 円 (1日)

③ 理美容代 実費 2,500 円 (1回)

④ 記録の複写費 10 円 (1枚)

<アメニティセット・洗濯・衣類リース・オプション品について>

施設内で利用する前記サービスについて、『株式会社アメニティ』との契約が必要となります。詳細はアメニティ社の契約書をご覧ください。

(3) 支払い方法

- 毎月15日まで（原則）に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの3方法があります。利用申し込み時にお選び下さい。

※アメニティセットの契約サービスは『株式会社アメニティ』へ直接お支払いとなります。



# 個人情報の利用目的

介護老人保健施設 四季の里では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下の通りと定めます。

## 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者にかかる当施設の管理運営業務のうち
  - ― 入退所等の管理
  - ― 会計・経理
  - ― 事故等の報告
  - ― 当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - ― 利用者に介護予防サービスを提供する他の介護予防サービス事業者や介護予防支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - ― 利用者の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - ― 検体検査業務の委託、その他の業務委託
  - ― ご家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
  - ― 保険事務の委託
  - ― 審査支払機関へのレセプトの提出
  - ― 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などにかかる保険会社等への相談又は届出等

## 【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用にかかる利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
  - ― 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - ― 当施設において行われる学生の実習への協力
  - ― 当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供にかかる利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
  - ― 外部監査機関への情報提供



# 介護老人保健施設 四季の里

## 介護予防短期入所療養介護 利用同意書

介護老人保健施設 四季の里を入所利用するにあたり、介護老人保健施設四季の里  
介護予防短期入所療養介護利用約款及び別紙1、別紙2『介護予防短期入所療養介護  
重要事項説明書』別紙料金表、個人情報の利用目的を受領し、これらの内容に関して、  
担当者\_\_\_\_\_による説明を受け、これらを十分に理解した上で  
同意します。

年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<利用者の身元引受人>

住 所

氏 名

印

医療法人 昭仁会

介護老人保健施設 四季の里

### 【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄 )
・住 所	〒 —
・電話番号	自 宅 職場等 携帯電話

### 【本約款第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄 )
・住 所	〒 —
・電話番号	自 宅 職場等 携帯電話

